

令和 5 年 2 月 28 日

事後評価方法の変更について

総務部資産経営課
(指定管理者選定委員会事務局)

1. 変更の経緯

(1) 事後評価の仕組みと運用及び見直し

事後評価については、平成 20 年度の指定管理者制度導入に伴い、施設の適正な管理運営を確保するため実施しています。平成 28 年度に評価項目、評価基準等見直しを行い、平成 29 年度から適用しています。前回見直し後 5 年が経過し、課題もみられるため改善点を整理し見直しを行いました。

(2) 課題

- ①対前年度実績の評価の為、事業本来の評価とならない部分がある。
- ②項目によっては点数が高くなってしまいバラつきが大きい。
- ③評価結果を踏まえて、より持続的かつ継続的改善につながる仕組みが必要。

2. 事後評価の見直しのポイント

(1) 評価シートの変更

①事業計画に対しての評価を実施

前年実績対比で行っていた評価を、指定管理者が提案する事業計画に対しての評価へ変更しました。

②自動計算、チェック方式の見直し

項目ごとのバラつきの改善を行うため、自動計算方法、チェック方法を統一しました。

③総括評価の導入

指定管理がどうであったかを一目で分かるように、総括評価を導入しより持続的かつ継続的改善につながる仕組みを構築しました。

(2) 評価項目と水準

①項目別評価内容及び評価方法

新（R4 年度評価から）		
(1)設置目的達成に関する取組（各 10 点×3 項目＝30 点）		
①	事業計画に沿った管理運営を行い市の要求水準を達成しているか。	チェック方法
②	施設の設置目的達成に効果的・効率的な取り組みがされているか。	チェック方法
③	施設の利用促進につながる成果を上げているか。	自動計算
(2)適正な管理運営に関する取組（各 10 点×3 項目＝30 点）		
④	仕様書に基づき施設の管理運営に関する業務が適切に実施されているか。	チェック方法
⑤	仕様書に基づき施設の維持管理に関する業務が適切に実施されているか。	チェック方法
⑥	適切な職員配置や接客・業務管理能力の向上に努めているか。	チェック方法
(3)効率性向上に関する取組（各 10 点×4 項目＝40 点）		
⑦	収支状況が目標や収支計画を達成しているか。	自動計算
⑧	収入増に向けた工夫を行い、効果を上げているか。	自動計算
⑨	コスト削減に向けた工夫を行い、効果を上げているか。	自動計算
⑩	指定管理料等市の負担軽減につながっているか。	自動計算

②自動計算による評価

企業の成長率に関する指標を参考として水準を作成し、自動計算については割合を算出してすべて同じ割合で評価を実施。

評価	S	A	B	C	D	E	F
評価基準	期待を大きく上回る	期待を上回る	期待をやや上回る	期待通り【標準】	期待をやや下回る	期待を下回る	期待を大幅に下回る
水準	(超優良)	(優良)	(良)	(安全)	(準危険)	(危険)	(超危険)
換算率	100%	90%	80%	70%	60%	50%	40%
割合%	21 以上	11～20	6～10	0～5	▲1～▲10	▲11～▲20	▲21 以下

③チェック方法による評価

すべてのチェックシートによる項目には、どの基準に基づいて評価を行うかを、事業計画書、仕様書と比較し、できているか、いないか○×で評価。

評価	S	A	B	C	D	E	F
評価基準	期待を大きく上回る	期待を上回る	期待をやや上回る	期待通り【標準】	期待をやや下回る	期待を下回る	期待を大幅に下回る
換算率	100%	90%	80%	70%	60%	50%	40%
チェック	7 項目	6 項目	5 項目	4 項目	3 項目	2 項目	1 項目

（３）総括評価の導入

チェックシート、自動計算による評価を行った結果を担当課で判断し、指定管理について総括評価を行います。

	総括評価の結果	評価方法
○適格	指定管理者として適格であり、期待する水準以上であった。	評価点が 70 点以上
△要改善	指定管理者として一部適格性に欠け、改善すべき点があった。	評価点が 70 点未満
×不適格	指定管理者として適格性に欠け、期待する水準を大幅に下回った。	要改善が 2 年連続

３．その他

（１）事業改善への取り組み

要改善の総括評価を受けた場合は、事後評価後の指導改善を行い、施設所管部署は速やかに指定管理者と協議し、改善に向けた取り組みを実施します。また、年度末に取組結果を指定管理者選定委員会へ報告します。

要改善の総括評価を 2 年連続で受けた場合は、公共施設の管理運営方法が指定管理施設として相応しいか、指定管理者の選定方法の変更（非公募→公募）や、指定管理制度の導入の取りやめなどあらゆる方法を検討し、検討結果を指定管理者選定委員会へ報告します。

指定管理者選定委員会は、「不適格」の報告を受けた施設の方針を確認します。

（２）不可抗力の場合の対応

天災（地震、津波、落雷、暴風雨、洪水、異常降雨、土砂崩壊等）、人災（戦争、テロ、暴動等）、法令変更、及びその他発注者及び受注者の責めに帰すことのできない事由により、利用者の減少など評価結果が適正ではない場合、該当する評価項目を除いた項目で 70%の（9 項目の場合、90 点満点中 63 点以上）を満たしている場合は適格と判断しました。